

2013年5月30日 「地方法人課税のあり方等に関する検討会」

# フランス地方財政調整における 「水平調整」導入の背景と意義

～欧州危機・国家財政難と「調整継続」の意思表示～

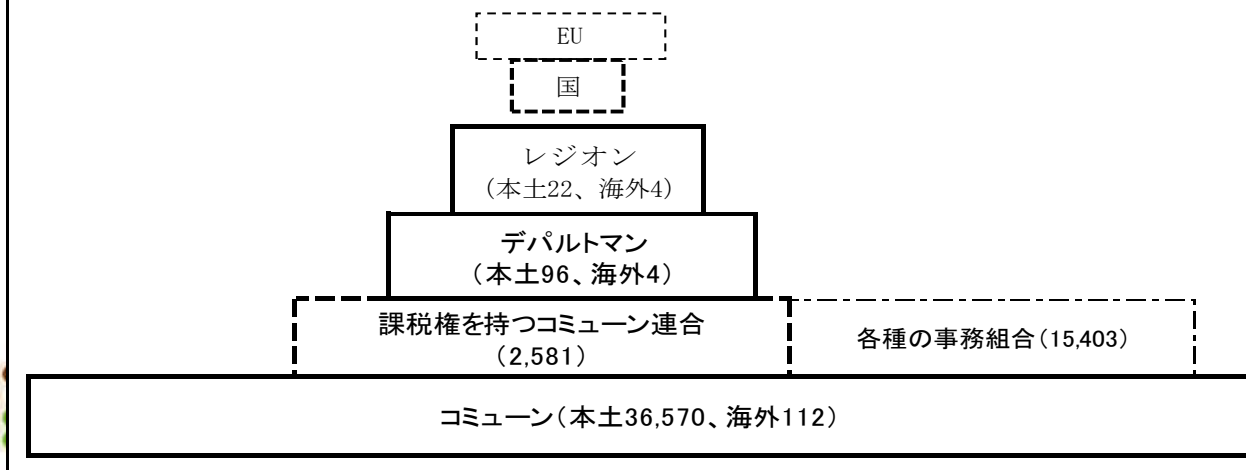
神奈川大学 経営学部 教授  
青木 宗明



# 導入されつつある3つの全国的な「水平調整」制度

導入年	名称	略称	調整の対象
2011年～	不動産有償譲渡税(DMTO)平衡基金 Le Fonds de péréquation des droits de mutation à titre onéreux	FPDMTO	DMTO税收 デパルトマン間
2012年～	コミュン・コミュン連合財源平衡全国基金 Le Fonds national de péréquation des ressources intercommunales et communales	FPIC	コミュン・ コミュン連合間
2013年～	事業付加価値税(CVAE)平衡デパルトマン基金 事業付加価値税(CVAE)平衡レジオン基金 Les fonds départementaux et régionaux de péréquation de la contribution sur la valeur ajoutée des entreprises	FDPCVAE	CVAE税收 デパルトマン間
		FRPCVAE	CVAE税收 レジオン間

フランスの行政・統治機構(自治体数は2010年、コミュン連合のみ2012年現在)



## (1) FPDMTO (不動産有償譲渡税平衡デパルトマン基金)

### ❖ FPDMTOの総額

毎年度3.8億ユーロ (税込総額は2011年に86億ユーロ)

### ❖ 税込削減 (=財源拠出) デパルトマン

① 住民1人あたり税込額が全国平均の75%超

② 前2カ年と比した税込増加率が消費者物価上昇率の2倍超

### ❖ 交付デパルトマンと交付額

交付の基準は「財政力」とDMTO税込額

FPDMTOの交付3パートと算定式(配分ポイントは2012年度の数值)

① 住民1人あたり「財政力」

$$\text{各団体交付額} = \frac{\text{当該団体1人あたり「財政力」}}{\text{全国1人あたり「財政力」}} \times \text{配分ポイント}(1,643,177.843628210\text{ユーロ})$$

② 住民1人あたり「財政力」に人口を乗じた数値

$$\text{各団体交付額} = \frac{\text{当該団体1人あたり「財政力」}}{\text{全国1人あたり「財政力」}} \times \text{当該団体人口} \times \text{配分ポイント}(3.122695971002\text{ユーロ})$$

③ 住民1人あたりDMTO額

$$\text{各団体交付額} = \frac{\text{当該団体1人あたり税込額}}{\text{全国1人あたり税込額}} \times \text{配分ポイント}(1,094,525.76330359\text{ユーロ})$$





## (2) FPIC (コミューン・コミューン連合財源平衡全国基金)

### ❖ FPICの総額

コミューン・コミューン連合の税収総額の2%相当額 (2016年~)  
(約10億ユーロ程度とされている)

### ❖ 税収削減 (=財源拠出) 連合・コミューン

住民1人あたり「統合財政力 (potentiel financier agrégé : PFIA)」が  
全国平均の90%超 (人口の多い自治体ほど人口が割増される)

### ❖ 交付連合・交付コミューンと交付額

交付の基準は「財源と財政需要を表す総合指数」

総合指数の算定式

$$\text{総合指数} = 60\% \times \frac{\text{1人あたり課税所得の全国平均}}{\text{当該団体の1人あたり課税所得}} + 20\% \times \frac{\text{1人あたりPFIAの全国平均}}{\text{当該団体の1人あたりPFIA}} + 20\% \times \frac{\text{当該団体の課税努力}}{\text{課税努力の全国平均}}$$





(3) FDPCVAE (事業付加価値税 (CVAE) 平衡デパルトマン基金) ・  
FRPCVAE (事業付加価値税 (CVAE) 平衡レジオン基金)

## FPCVAEの総額

2013年の財政法案：レジオンは5千万、デパルトマンは2.6千万ユーロ

## 税収削減 (= 財源拠出) デパルトマン・レジオン

住民1人あたり「財政力」が全国平均超

ただし2011年以降の税収増加率が低い自治体は削減されない

## 交付デパルトマン・レジオン

交付の基準は「財政力」

FPCVAE交付額の算定要素

レ ジ オ ン	1/2	住民1人あたり「財政力」が 全レジオン平均よりどの程度低いかの比率
	1/6	人口
	1/6	公立・私立高校の生徒数、職業実習生の数
	1/6	面積
デ パ ル ト マ ン	1/2	住民1人あたり「財政力」が 全デパルトマン平均よりどの程度低いかの比率
	1/6	人口
	1/6	「職業活動連帯所得」受給者数、75歳以上人口
	1/6	デパルトマン道の延長





## 本日の論点と結論

- ❖ (1) なぜ「水平調整」が導入されたのか？
  - リーマンショック・欧州危機に端を発した  
国の財政難の深刻化
- ❖ (2) 「水平調整」の実態は何か？
  - フランス独特の状況の上に成立する特殊な  
制度
  - 「垂直調整による格差是正」と「水平調  
整」とに大きな違いはない



# (1) なぜ「水平調整」が導入されたのか

❖ 一見すると地方法人課税（職業税＝TP）改革？ それは 見当違い

## TP改革後の事業課税

～地方経済税(CET)、設備網を有する企業への概算課税(IFER)～

### 1、地方経済税(CET)

(la contribution économique territoriale)

各事業の負担するCET納税額(CFE+CVAE)は、各事業の付加価値額の3%が上限

#### (1) 事業不動産税 la cotisation foncière des entreprises (CFE)

課税団体	コミューンとその連合
課税標準	事業用不動産の賃貸価格の70%
税率	各コミューン・連合が定める

#### (2) 事業付加価値税 la cotisation sur la valeur ajoutée des entreprises(CVAE)

課税団体	デパルトマン(税収の48.5%) コミューンと連合(税収の26.5%) レジオン(税収の25%)
納税義務者	売上高15万2,500ユーロ以上の事業者 ただし売上高50万ユーロ未満の事業者は全額減税
課税標準	付加価値 ただし売上高の一定割合で上限 売上高 760万ユーロ未満 売上高の80% 売上高 760万ユーロ以上 売上高の85%
税率	全国一律 15% ただし売上高に応じて累進性 売上高 50万-300万€ 税率0.5% 売上高 300万-1000万€ 税率0.5-1.4% 売上高 1000万-5000万€ 税率1.4-1.5% 売上高 5000万€以上 税率1.5%

### 2、設備網(物理的ネットワーク)を有する企業への概算課税(IFER)

(l'imposition forfaitaire sur les entreprises de réseaux)

課税団体	コミューンと連合、デパルトマン、レジオン 設備の種類別に税収の帰属・帰属割合が異なる
課税客体	風力発電施設、太陽光発電施設、発電所、変電施設、 中継アンテナ、電話交換施設、鉄道施設
税率	設備の種別に概算税率を設定

❖ 財界が四半世紀にわたって批判。課税ベースに問題あり・・・給与、償却資産・・・

❖ 歴代大統領はいつも批判に「相づち」と同調。

❖ ところが最終的な改革は、批判していた課税ベースがすべて含まれる付加価値(償却資産はCFEに含まれないが)

❖ 負担額が下がればそれで満足らしい(80億ユーロ程度の負担減)







- ❖ TP改革＋付随の改革と財源補償

- ❖ フランス憲法72条2

国の政策による地方負担増・収入減は100%国が補償  
地方自主財源比率の維持（＝補償の手段は税源移譲）

- ❖ TP改革による地方減収への補償

DMTO、TASCA（自動車保険契約税）→デパルトマンへ

TASCOM（小売店舗面積税）→コミューン・連合へ

- ❖ 税源移譲後の調整

職業税改革補償交付金（DCRTP）

個別自治体歳入補償全国基金（FNGIR）← 水平調整

- ❖ 地方3税の「専有化」

住居税、未建築地税→コミューン・連合のみへ

既建築値税→コミューン・デパルトマンのみへ（レジオン廃止）







## 「水平調整」導入の本当の理由

- ① リーマン・ショック、欧州財政危機がフランスの国家財政赤字を累増させ、財政難を劇的に深刻化
- ② 従来慣行である地方への財源移転を客観指標（経済成長率、物価上昇率）で増加させることが困難に
- ③ 地方財政調整、特に自治体間の格差是正は、個々の自治体の財源「補償」を目的とする国の交付金の中で、交付金の総額を増加させることで毎年漸進的に強化されてきた
- ④ 財源移転の増加が止まった以上、格差是正の強化を続けるのは困難
- ⑤ しかし憲法72条2には、地方財政調整の強化が明記されている。政府として強化努力を続けねばならない
- ⑥ 財源「補償」交付金（垂直調整）の中で格差是正を強めるという従来のやり方を放棄し、「水平調整」を導入するしか、強化努力を示せない

フランスの政治・行政の慣習は「垂直調整の中での格差是正」であり、「水平調整」は念頭になかった



地方に対する国の財源移転の総額減少

(財源移転の内訳とそれぞれの増減率) (単位=100万ユーロ)

名称	略称	2011年 財政法	2012年 財政法	増加率	2012年 構成比
国から地方への移転総額(「直入」含む)(1)+(2)		73,648	73,447	-0.3%	100%

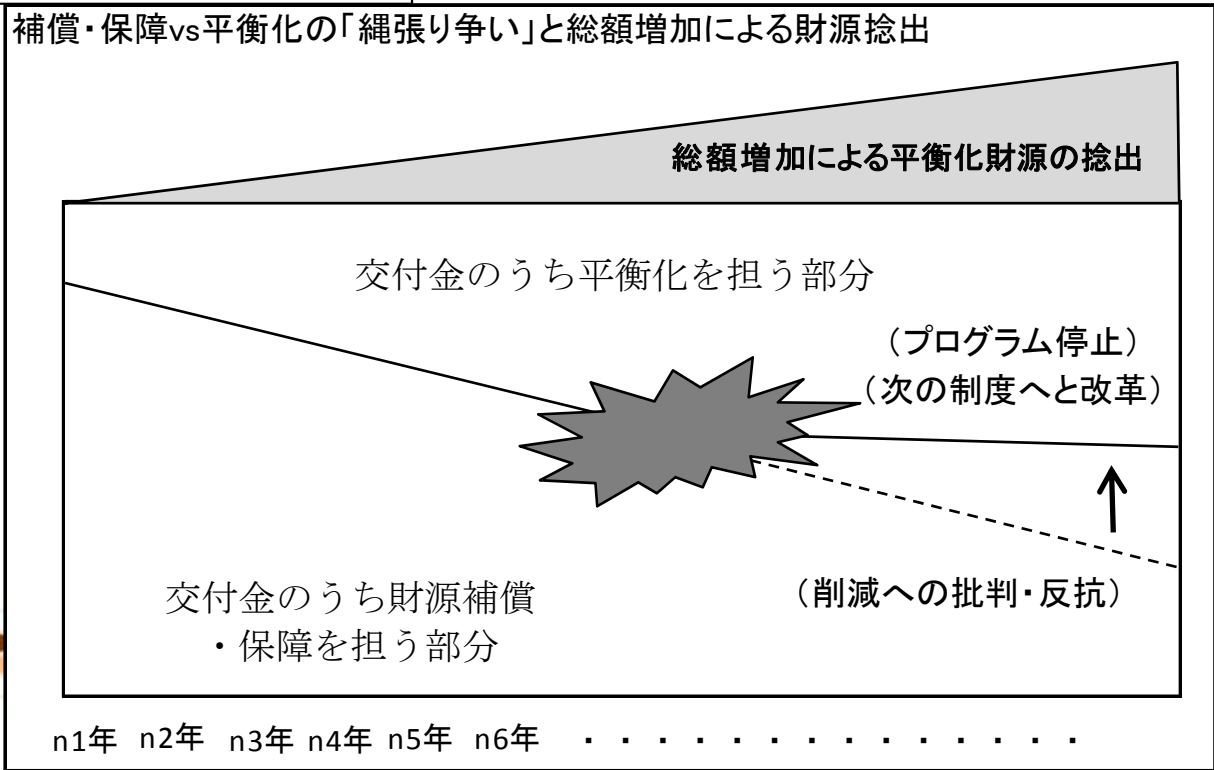
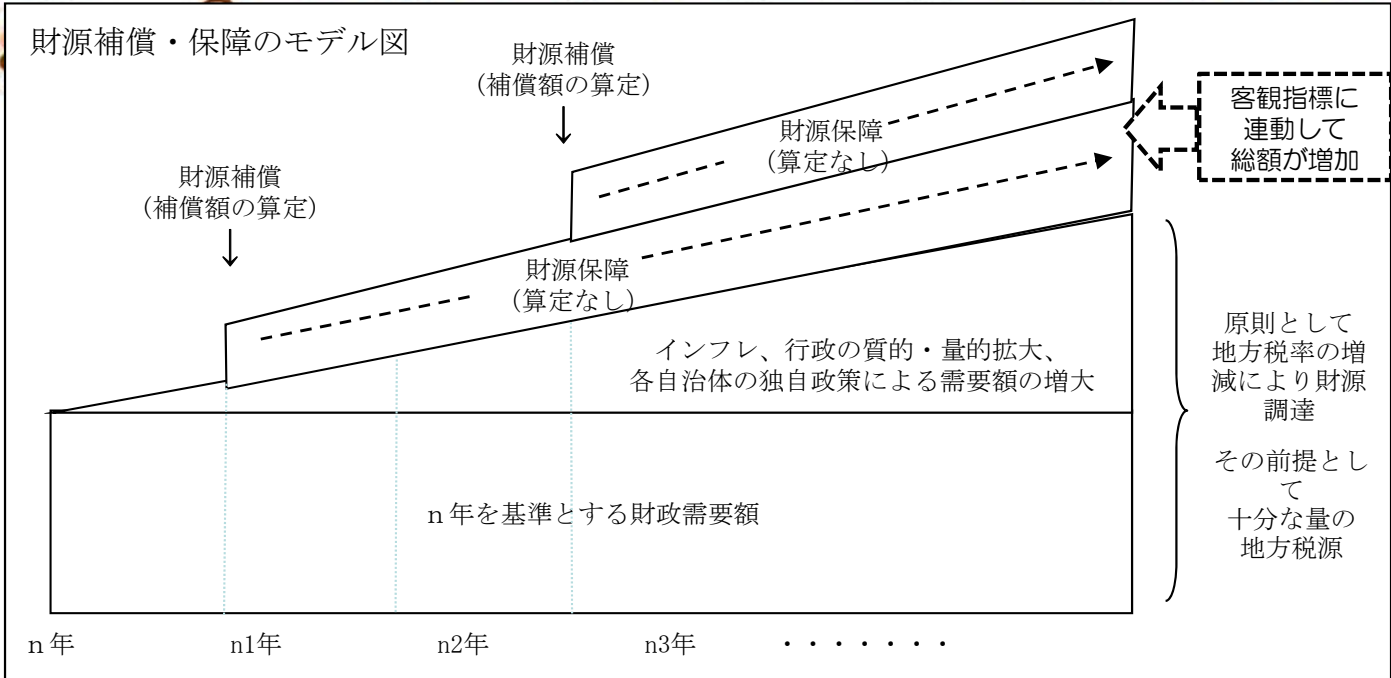
(1)「安定協定」の枠内の交付金

国税 収入 から 地方 へ「 直入」	経常総合交付金	DGF	41,380	41,390	0.0%	56.35%
	教員住宅特別交付金	DSI	26	24	-6.4%	0.03%
	地方議員交付金	DPEL	65	65	0.0%	0.09%
	コルシカ島石油製品内国消費税還付	—	40	41	2.0%	0.06%
	社会統合デパルトマン動員基金	FMDI	500	500	0.0%	0.68%
	中学校整備デパルトマン交付金	DDEC	326	326	0.0%	0.44%
	教育施設整備デパルトマン交付金	DDES	661	661	0.0%	0.90%
	被災自治体連帯基金	—	0	0	0.0%	0.00%
	教育施設建築・整備総合交付金	DGCES	3	3	0.0%	0.00%
	職業税・鉱山税課税ベース 損失補償交付金	—	35	59	68.9%	0.08%
	地方税減税補償	—	1,843	1,847	0.2%	2.51%
	職業税個別補償総合交付金	DUCSTP	527	447	-15.2%	0.61%
	地方直接税免税補償代替交付金	DTCE	947	875	-7.6%	1.19%
	「国税収入から直入」の合計		46,357	46,239	-0.25%	62.96%
国 の 予 算 か ら 交 付	農村自治体公共事業交付金	DETR	616	616	-0.1%	0.84%
	デパルトマン公共事業総合交付金	DDGE	224	224	0.2%	0.30%
	地方分権一般交付金	DGD	1,513	1,525	0.8%	2.08%
	農村部発展交付金	DDR	50	50	0.0%	0.07%
	パスポート・IDカード交付金	—	19	19	-0.7%	0.03%
	軍事基地流出自治体支援基金	—	10	0	-100.0%	0.00%
	海外自治体交付金	—	109	152	39.5%	0.21%
	各種補助金	—	4	4	0.0%	0.01%
	職業訓練分権一般交付金	—	1,702	1,703	0.0%	2.32%
	「安定協定」枠内の交付金合計		50,601	50,531	-0.1%	68.80%

(2)「安定協定」の枠外の交付金

「 直 入」	職業税改革補償交付金	DCRTP	2530	3368	33.1%	4.59%
	コミューン連合税収補償交付金	—	—	40	—	0.05%
	法定減税補償	—	11128	10285	-7.6%	14.00%
	交通罰則金交付金	—	657	662	0.7%	0.90%
国 の 予 算	付加価値税補償基金	FCTVA	6040	5507	-8.8%	7.50%
	デパルトマン職業税平衡交付金 交付保障交付金	—	419	425	1.6%	0.58%
	各省庁の補助金(経常・資本)	—	2136	1946	-8.9%	2.65%
	地域事業に対する補助金	—	138	128	-7.2%	0.17%
	レジオンに対する職業実習整備・ 近代化財源の配分	—	—	555	—	0.76%
「安定協定」枠外の交付金合計			23048	22916	-0.6%	31.20%









フランスの思想は「垂直調整の中での格差是正」であり、  
「水平調整」は大変に困難なこと・・・

- ❖ 地方の首長・議会議長は「水平調整」を望まない、さらには拒否感を抱く。

財政調整が必要なら自治体間で「取った、取られた」になる水平ではなく、国からの交付金でやってくれというのが本音。

- ❖ フランスにおける地方議員の地位と影響力は絶大に大きい
- ❖ コミューンの数が多すぎて把握と比較が不可能であり、「取った・取られた調整」を構想すらできない
- ❖ 地方税の課税標準（不動産）の評価が、評価替えが40年以上されていない上に、自治体間で不均質なため、「取った・取られた調整」に耐えない







## (2) 「水平調整」の実態は何か？

- ❖ フランス「水平調整」は、国家財政難のせいで導入された「多少の制度改革」。画期的な改革では決してない。
- ❖ フランスの特別な状況で成立する特殊な制度。
- ❖ (普遍的な事実) 「水平調整」は小規模にとどまり、財政調整のメインにはなりえない。
- ❖ (フランスの特別状況) 「垂直調整の中の格差是正」と「水平調整」は自治体の現場では同等の意味。両者の垣根はきわめて曖昧。
  - ① 地方税は国が徴収。自治体の議決した税収の1/12を毎月交付。国の交付金も同様に交付。
  - ② 国の交付金は、85.5% (2012年) が国税収入から地方へ「直入」。地方全体の共有税といってよいか。いずれにせよ地方税との区別は曖昧。

